

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第49条第2項第5号中「勤務時間条例第11条」を「条例第17条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。